

2022年(令和4年)3月22日

大阪拘置所長 殿

大阪弁護士会

会 長 田 中 宏

## 勸告書

申立人X氏より本会に対し、人権侵害の事実があるとして適切な救済措置を求める旨の申立てがありました。

本会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害があると認めましたので、以下の通り勸告いたします。

### 第1 勸告の趣旨

貴所は、刑事被拘禁者が、今後貴所に対し、裁判所から呼出状が送付されるなど出廷を求められ、それを理由として出廷する許可を申し出た場合、原則として出廷を許可すべきであり、例外として当該具体的事情の下で、出廷を許可することによって貴所内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限って不許可とされるよう勸告する。

### 第2 勸告の理由

#### 1 認定した事実

事件内容：損害賠償請求事件

2016年8月23日 申立人：提訴・訴訟救助申立

同年9月2日 裁判所：訴訟救助決定・期日呼出状発送

同年 10 月 11 日 申立人：証拠申出書・訴訟告知書・期日出席妨害事実通知発送

同年 10 月 13 日(第 1 回口頭弁論期日) 裁判所：双方不出頭により休止

同年 10 月 19 日 申立人：期日指定申立書発送

同日 裁判所：期日呼出状発送

同年 10 月 31 日 申立人：証拠説明書・陳述書発送

同日頃 申立人：貴所へ出廷願

同年 11 月 7 日午前 9 時 18 分 貴所：裁判所へ架電、管理運営上等の理由により出廷押送については消極的である旨を述べた。

同日頃 貴所：出廷不許可

同年 11 月 9 日 申立人：陳述書・訴訟告知書・期日出席妨害事実通知発送

同年 11 月 14 日(第 2 回口頭弁論期日) 裁判所：双方不出頭・みなし取下

2017 年 2 月 1 日 裁判所：訴訟費用支払命令

## 2 本会の判断

### (1) 出廷権の憲法上の保障

何人も自己の権利又は利益が不法に侵害されていると考えるときに裁判所に対し、その主張の当否を判断し、その侵害の救済に必要な措置をとることを求める権利を有している（裁判を受ける権利 憲法 32 条）。

権利・自由が侵害されたときに裁判上の救済が認められないのであれば、権利・自由が実質的に保障されていることにならず、法的紛争の当事者が当該紛争の終局的解決を裁判所に求めうることは、法治国家の根幹に関わるもので、裁判を受ける権利は、憲法や法律上の権利・自由を実質的に保障するものとして最大限尊重されなければならない。

また、裁判を提起できたとしても、提起後に、「公開の対審」のために、当事者として出廷して現実に訴訟追行に関する行為ができなければ、適切且つ 満足な主張、立証は果たせない。その意味で、憲法 32 条における「裁判」を受ける権利

の保障には、憲法 82 条 1 項の保障する「公開の対審」のために裁判所に出廷する権利も含まれていると言わなければならない。

## (2) 刑事被拘禁者の出廷権

### ① 憲法上被拘禁者に保障が及ぶこと

裁判を受ける権利の重要性に鑑みれば、出廷権を含む裁判を受ける権利は、刑事被拘禁者といえども、人身の自由以外の基本的人権は一般市民同様に享有しているものである以上、被拘禁者に対しても保障される。

なお、出廷権については、訴訟代理制度や法律扶助制度が存在することを根拠にして、出廷権を認めず、あるいはこの権利を制限的なものとして扱う見解や裁判例もある。

しかし、民事訴訟において、弁護士代理を強制としていない我が国においては、訴訟代理や法律扶助の制度は、あくまで本人の訴訟追行を十全ならしめるための補充的な制度に過ぎない。法律扶助制度についても、すべての案件で要件を満たすとは限らず、仮に、扶助制度の利用を含めて弁護士費用の問題がない場合でも、弁護士側にも受任するか否かの自由があり、必ずしも訴訟代理人が確保できるとは限らない。

従って、これらの制度の存在をもって、出廷権を否定し、あるいは制限する根拠とすることができないことは明らかである。

### ② 刑事被拘禁者の出廷が認められない場合の不利益

刑事被拘禁者の出廷が認められない場合、刑事被拘禁者は民事訴訟法上、次のような不利益を免れない。

すなわち、初回については、相手方出席の場合は、擬制陳述（民事訴訟法 158 条）があるが、当該期日の弁論内容を把握し、その場で反論することはできない。続行期日では擬制陳述は認められないため、相手方からの新たな主張立証について、仮に書面で反論を行っても裁判資料としては認められず、出頭当事者の

弁論のみに基づいて審理が進められることとなる。また、証拠調べは当事者不出頭でも可能であり（同法183条）、相手方申請の人証調べが実施された場合、欠席当事者の反対尋問等防御権は明白に侵害される。このように、現行制度では、出廷が認められないと、武器平等・当事者対等の原則に明白に違反し、公正な審理を受ける権利は明らかに侵害される。

さらに、当事者双方が連続して2回出頭がない場合には、民事訴訟法263条の適用により、訴えの取下げ擬制により訴訟が終了となる。従って、実質的には、裁判を受ける権利が剥奪されるに等しい結果となる。

このように、出廷が認められない場合、刑事被拘禁者には看過できない不利益が生ずるのであり、そうであるからこそ、刑事被拘禁者の出廷には権利性が認められなければならない。

### （3）刑事施設長の裁量の有無

刑事被拘禁者は、拘禁目的の達成と所内の規律保持の要請に照らし、移動の自由及びそれに伴うその他の自由の制限は一般的に甘受しなければならない面はあるものの、個人の尊厳（憲法13条）を根源的な価値基準とする憲法下の刑事施設としては、刑事被拘禁者に対する権利の制限は、拘禁目的と施設管理の規律保持のために必要とされる必要最小限の範囲内のものであって、初めて容認されるのであり、このことは出廷権に関しても同様である。

この点、刑事被拘禁者の出廷を広範に容認することは、施設に対する牽制目的等で訴え提起を反復することや、荒唐無稽な内容や主張自体に理由のないような提訴が刑事被拘禁者間の模倣によって多発し、濫訴的傾向を招くことが懸念され、施設内の秩序維持、護送等の面での職員の負担を増大しかねないとの指摘がある。

しかし、訴状審査や事前の争点整理の段階での裁判所の判断によって、訴権の濫用と認められた場合には、訴えの却下がなされ得るのであるから、訴権の濫用の危険については、これを過大視してはならず、刑事施設長に広範な裁量的判断

を委ねることを肯定する理由にはなり得ない。

また、管理権を有する刑事施設長が、当該訴訟事件の性質、出廷が勾留や刑の執行に及ぼす影響、護送の難易等を総合的に判断して、裁量により出廷の拒否を決定できるとする見解もある。

しかし、訴訟事件の性質、種類を考慮するとはいえ、訴訟記録を精査するわけではなく、訴訟に参加していない刑事施設長が、訴訟の進行状況を勘案して、出廷の可否を適切に判断できるとは考えられないうえに、出廷権の保障の重要性に鑑みれば、広範な制約を許容することになりかねず、不当であることは明白である。

押送等に要する人的負担等についても、刑事被拘禁者にも等しく裁判を受ける権利が保障されている以上、国は出廷に必要な負担をなすべきである。

以上からすれば、刑事施設長に対し、出廷の可否を判断する上で広範な裁量を認めるのは妥当ではなく、むしろ、出廷は、原則として認められるべきである。

その上で、例外として、当該具体的事情の下で出廷を許すことによって拘禁目的の達成又は刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置できない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があることが十分な根拠に基づいて認められ、そのために出廷を制限することが必要且つ合理的と認められる場合に限って、出廷する権利の制限が許されると考えるべきである。

なお、日本弁護士連合会は、法務大臣宛の2007年（平成19年）11月6日付勧告書において、法務大臣が全国の刑事収容施設に対し、裁判所から呼出状が送付されるなど刑事被拘禁者が出廷を求められ、それを理由として刑事被拘禁者から出廷の申出がなされた場合、上記のと通りの運用をし、そのための具体的処理規程を策定し、不許可の場合には刑事被拘禁者に対し具体的理由を告知するなどして、刑事被拘禁者の裁判を受ける権利、自ら出廷し訴訟活動を行い公正な審理を受ける権利の実現に十分に努めるよう、指導・助言する旨を勧告している。

(4) 本件においては出廷権の保障の必要性が強い場面であったこと

前述のとおり、民事訴訟法263条後段では「当事者双方が、連続して二回、口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日に出頭せず、又は弁論若しくは弁論準備手続における申述をしないで退廷若しくは退席をしたときも、同様とする(訴えの取下げがあったものとみなす)。」と規定されており、裁判が取り下げられたこととなる結果、被収容者は訴訟追行することができなくなる。

民事訴訟法263条の趣旨は、当事者双方の不熱心な訴訟追行を理由にして訴訟を強制的に終了させるところにあるが、本件のように被収容者が出廷願を提出している場合には、被収容者の訴訟追行が不熱心であるとは到底認められないにもかかわらず、裁判を取下げがあったものとみなされてしまう。

そこで、2016年11月14日の口頭弁論期日について、申立人が提出した本件出廷願は、まさに、出廷が許可されなければ取下げがあったものとみなされることにつながる期日であり、とりわけ出廷権が保障されるべき期日であった。

(5) 本件における貴所の出廷不許可等の対応とその説明について

前記のとおり、貴所は2016年11月14日の口頭弁論期日の出廷を不許可とし、申立人は出頭することができず、申立人が提起した裁判は取下げ擬制により終了してしまった。

貴所が本件出廷願を不許可とした理由は、「民事訴訟の期日に出廷したい旨の願い出を受けた場合、被収容者の当該訴訟における立場や訴訟の進行状況等による出廷の必要性の程度、出廷が収容目的に及ぼす影響、護送の難易度等の事情を総合的に考慮し、その許否を検討しているところ」、①民事訴訟については、訴訟代理人を選任することが可能であり、必ずしも本人自らが遂行しなければならない必要性はないこと、②本件期日の手続は、証拠調べ等が予定されていない口頭弁論期日であり、本人出頭の上での書面の陳述が現段階において必要不可欠であるとはいえないこと、③本件期日に本人を出頭させるには、別途、護送車両及

び戒護職員等を確保する必要があるため、本人の出頭によって、当所に管理運営上の支障が生じること、というものである。

しかし、前記のとおり、現行法制度では弁護士強制主義を採っておらず、訴訟追行を本人が行う権利を保障している上に、刑事施設に収容されている申立人が訴訟代理人を選任することは容易であるとは言えず、①は理由とならない。また、証拠調べが予定されていない期日であったことは、出廷を不許可とする理由にはならないものであり、むしろ、本件弁論期日は、申立人が欠席すれば訴えの取下げがあったこととみなされるので、申立人が出頭して書面を陳述することが必要不可欠な期日であったのであるから②は理由とならない。そして、出廷する権利の制限は、当該具体的事情の下で出廷を許すことによって拘禁目的の達成又は刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置できない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があることが十分な根拠に基づいて認められ、そのために出廷を制限することが必要且つ合理的と認められる場合に限って許されるべきところ、出廷制限の根拠を、護送車両及び戒護職員等を確保する必要性があり、「管理運営上の支障」が生じるとするのみであり、制限が許されるべき具体的検討がなされた形跡もなく、③は理由とならない。

#### (6) 結論

従って、本件で貴所が本件出廷願を不許可とした行為には、申立人の裁判を受ける権利を制約するに足る必要かつ合理的な根拠が認められないので、申立人に対する人権侵害があったことが認められる。

前記のとおり、日本弁護士連合会は、法務大臣に対し、2007年（平成19年）11月6日付の勧告を行っているが、本件は同勧告にもかかわらず生じた人権侵害であって、重大であり、上記のとおり、勧告を行うものである。

以上